



正誤・修正・訂正

国会に提出された議案は、その内容と全く同一のものが印刷され、議員に配付されますが、後になってその内容に誤りが発見されることがごくまれにあります。その多くは単純な誤字・脱字（印刷過程での誤植も含みます）によるものですが、段落位置の誤りや改正法案における改正箇所指定誤りといった立法技術上の誤りの場合も見受けられます。

このような誤りを放置したまま議案の審査を進めることは適当ではなく、何らかの是正措置が必要です。一般的に、単純な誤りについては、「正誤」と呼ばれる簡便な方法で対処されます。この手続は、法規・先例には規定のない慣例的なもので、例えば、内閣提出法律案の場合には、内閣から各議院に文書で通知がなされた後、正誤内容が記載された印刷物（付箋状の紙片であり、「短冊」と呼ばれています）が作成・配付されます。これにより、改めて議案を印刷・配付することなく、正誤内容が溶け込んだものとして扱われます（議案の原本は手書きにより手直しされます）。

別の方法として、「修正」という手続によって対処される場合もあります。「修正」は、内閣修正による場合（国会法第 59 条、国会キーワード 74(本誌第 328 号)参照)と議院において修正議決される場合（国会法第 57 条等、国会キーワード 42(同 228 号)参照)とがあります。これらは、法規・先例に基づき、一定の条件の下で議案の内容を変更する手続です（ただし、誤りの是正のみを目的とした手続ではありません）。「修正」が行われた場合には、短冊ではなく、各状況に応じた印刷物が作成・配付されます。このほか、誤りのある議案を「撤回」した後、正しい議案を提出し直すという対応をとった例もあります。

以上の方法のうち、いずれの方法により対処すべきかを判断する明確な基準は定められていません。ただ、過去の国会の議論において、「正誤」とは、「ある意思について、誤植等により意思表示に誤りが生じた場合に、本来の意思に沿う形に手直しすること」であり、「修正」とは、「ある意思について、後になってその意思を実質的に変更しようとする事」である旨の解釈が示されたことはあります（第 28 回国会参議院議院運営委員会会議録第 8 号 12 頁（昭 33.2.3））。現状では、こうした解釈のほか、誤りの内容や分量、議案の種類や重要性、政治状況等も踏まえつつ、議院運営委員会（理事会）等の場において案件ごとに対応が検討されることが多いようです。例えば、単純な誤りであったとしても、それが議案の実質的な内容に関わる場合には、「正誤」による対処は認められないこともあります。

なお、議案以外の文書の誤りについても、「正誤」により対処することが可能です。また、「修正」に相当するような内容変更を行うことも可能ですが、その場合は、取扱い上「訂正」と呼ばれ区別されています（手続自体は「正誤」と同様です）。

このように、誤りを是正する方法は設けられてはいますが、議案の誤りは、国会における審査に重大な影響を及ぼすおそれがあり、本来はあってはならないものです。立法過程に携わる多くの関係者が、誤りを発生させないように力を尽くしています。

なかむら なおき
(中村 直貴・議事部議案課)